

総務協議会協議事項

〔 日時 令和6年3月22日(金)
議会運営委員会終了後
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 令和5年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 2 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

令和5年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和6年3月29日

◎ 一般会計補正予算

1 歳入	250,000千円
(1) 市税	100,000
(2) 地方譲与税・交付金等	△300,000
(3) 地方交付税	700,000
(4) 市債	△250,000
2 歳出	250,000千円
(1) 職員の退職手当	50,000
(2) 財政調整基金積立金	100,000
(3) 市債管理基金積立金	100,000

※なお、今後、市債の決定等により金額に変動が生じることから、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分予定年月日 令和6年3月29日

1 改正の理由

令和6年度税制改正等における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人住民税》

(1) 個人住民税所得割に係る定額減税を実施するもの。

令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を控除するもの。

(2) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を設けるもの。

雑損控除を適用する年度を納税義務者が選択できる措置を講ずるもの。

現 行	改 正 後
令和7年度 (令和6年分所得)	令和6年度又は令和7年度 (令和5年又は令和6年分所得)

《固定資産税》

(3) 令和6年度評価替えに伴い、以下の措置を講じるもの。

① 据置年度における土地の価格の下落修正措置を継続（附則第9条の2関係）

現 行	改 正 後
令和4年度又は令和5年度	令和7年度又は令和8年度

② 土地の税負担の調整措置を継続（附則第10条、第11条関係）

現 行	改 正 後
令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度まで

(4) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による課税標準額の特例措置について、条例で定める特例割合を次のとおりとするもの。（附則第8条の2関係）

① 特例割合の見直し

対象資産	条例で定める割合
バイオマス発電設備のうち、出力が 10,000kw 以上 20,000kw 未満で、一般木質・農作物残さ区分に該当するもの	6/7 (改正前：2/3)

② 特例割合の新設

対象資産	条例で定める割合
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産（民地のオープンスペース化など）	1/2

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 (1)(3)(4)令和6年4月1日、(2)公布の日